

社会保障制度の充実が高齢者世帯と一般世帯の所得格差にいかなる影響を与えたのか(1956年-98年) — 『国民生活基礎調査』を基にして (2)

木村 陽子

(地方財政審議会委員)

c. 世帯業態

- 1) 世帯主の世帯業態をみると、所得を伴う仕事をしている者がいないのは、98年では高齢者世帯の70%である。この割合は62年の47%、85年の60%、90年の64%と上昇してきた。一般世帯の割合が、98年では、5.7%であるのと対照的である。一方、高齢者世帯のうち、98年では、一般常雇者世帯は7.0%、会社・団体などの役員の世帯は2.9%、自営業者世帯は12.7%である。1月未満および1月以上1年未満の契約の雇用者世帯は2.5%、所得を伴う仕事をしている者のいる世帯が4.8%である。日々雇用と農林業主がこの40年間に激減し、常雇いも減少し、一方で自営業者が5.7%から12%に上昇した。年齢階級別にみると、98年では、不就業は65歳以後急激に増加し、70歳以上で7割以上となる。自営業者は75歳まで、雇用者は70歳ぐらいが引退のめどのようなのである。
- 2) 高齢者世帯の収入は、98年では、稼働所得が27% (うち68%が雇用者所得)、公的年金・恩給が62%、年金以外の社会保障給付が1.1%、仕送りが0.7%である。公的年金の割合が増大し、稼働所得が減少しはじめたのは、年金が大幅に引き上げられ賃金スライドが確定した76年である。75年には公的年金が26%、稼働所得が56%であったが、76年には公的年金は34%と大幅に伸び、稼働所得は45%と低下した。この傾向は、『家計調査』でもみることができる。81年には稼働所得と公的年金・恩給がともに

- 43%台で拮抗していたが、82年には公的年金が46%で稼働所得の42%を上回り、その後も継続して公的年金・恩給の割合が高まっている。
- 3) 仕送りが収入に占める割合は、78年には1.2%、79年には3.1%、98年には0.7%にすぎず、仕送りが公的年金よりも大きく、収入の10%以上を占めた62年当時とは大きな違いである。56年以降マジョリティとなった勤労者世帯の、親の扶養に関する意識を無視することはできない。85年1月に当時の経済企画庁が東京23区と横浜市内に居住する勤労者の妻を対象にした調査では、老後の収入源として考えるものは、9割弱が公的年金をあげ、夫の就労収入をあげているものは23%あるが、家族からの仕送りをあげるものは0.7%にすぎない (複数回答)。老後ともに暮らしたいのは夫だけとするのは67%で群を抜いており、息子家族や娘家族との同居を考えるのはともに20%台であった。
- 4) 98年の一般世帯の所得種類別構成割合は、稼働所得が9割弱 (雇用者所得は81%)、公的年金・恩給は7%である。雇用者所得の割合が56年には39%、70年代には70%台なかばであり、この43年間に上昇した。
- 5) 98年の高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額は345.5万円、1世帯当たり平均可処分所得金額は188.4万円、世帯人員1人当たり平均所得金額は212.3万円である。平均世帯人員は1.63人、平均有業人員は0.38人、有業率は23%である。他方、一般世帯の1世帯当たり平均所得金額は

729.1万円、1世帯当たり平均可処分所得金額は187.4万円、世帯人員1人当たり平均所得金額は212.3万円である。平均世帯人員は3.23人、平均有業人員は1.67人、有業率は52%である。

6)98年では、生活保護受給世帯のうち46%が高齢者世帯であるが、これには高齢者世帯の増加も影響している。世帯保護率は、62年の22%、70年の16.5%、75年の14.4%、80年の9.7%、90年の5.7%、98年の4.1%と母子世帯や一般世帯よりも大きく低下した。生活保護を受給する高齢者世帯のうち単独世帯の割合が高まっているのが近年の特徴であり、単身世帯割合は71年には76.3%であったが、98年には88.4%となっている。

第1分位以下には62年当時に高齢者世帯の85%が属していた。72年に79.6%と低下した後、73年には83.7%に上昇した。しかし、大幅な年金給付水準の引き上げがほぼ完了した76年に76.1%に低下し、79年には78%、81年には71.3%、98年には60%となった。37年間の大きな変化である。つまり、貧しい高齢者世帯が減少したのである。

4. 世帯人員1人当たり平均所得金額均等化、高齢者家計の構造変化、世帯業態の変化に及ぼした公的年金の影響

(1)公的年金・恩給の寄与率

62年を起点として、76年、81年、98年までのそれぞれ15年間、20年間、37年間について、世帯人員1人当たり平均所得金額の伸びに対する公的年金・恩給、稼働所得、仕送りなどの収入種類別の寄与度を示したのが図表-9である。高齢者世帯についての結果をまとめると、以下のようになる。

第1に、65年の「1万円年金」、70年の「2万円年金」、『年金の年』といわれた73年、およびそれに引き続いた年金改正の影響が表れる76年までの15年間において、もっとも大きな寄与率は稼働所得の45%であり、公的年金・恩給の寄与率は37%で第2位、仕送りの寄与率はマイナス0.05%

図表-9 高齢者世帯の平均収入の伸びに対する稼働所得及び公的年金・恩給等の寄与率

	稼働所得	公的年金・恩給	仕送り
1962年—76年	45%	37%	-0.05%
1962年—81年	41.7%	48.7%	—
1962年—98年	24.2%	64.0%	-0.1%

である。この時期すでに、稼働所得と公的年金・恩給の寄与率がかなり接近していた。

第2に、81年までの20年間をみると、年金の寄与率が48.7%で、はじめて稼働所得の寄与率41.7%を上回った。第3に、62年から98年までの37年間において、世帯人員1人当たり平均所得金額の伸びに最も大きく寄与したのは公的年金・恩給であり寄与率は64%、次に稼働所得であり寄与率が24.2%、仕送りはマイナス0.1%である。一般世帯については稼働所得の寄与率が90%以上であることを考えると大きな違いである。

公的年金・恩給の伸びが高齢者世帯の世帯人員1人当たり平均所得金額の伸びに大きく貢献した。この間、公的年金・恩給が高齢者世帯の年間収入に占める割合は62年の12.7%から98年の61%に上昇した。年金受給世帯も半数からほぼ全世帯に当たる95%まで伸びた。公的年金・恩給は高齢者世帯の所得を底上げし、所得第1分位の所得の低い層に属する割合を85%から60%に大幅に低下させ、高齢者世帯の世帯保護率を62年の25%から98年の4%に激減させた。ほかの世帯類型にはみられない減少幅である。おまけに、高齢者世帯の割合はおよそ6倍程度増加し、公的年金の充実が高齢者世帯の家計の独立性を確保し、世帯分離が可能になり、労働からレジャーへの代替を促進し、不就業世帯が増加した。

40年ほどの間に公的年金・恩給が高齢者世帯の家計にこのようなパワフルな影響を与えることができたのは以下の理由によると考えられる。62年ごろからは強制加入で拠出制の公的年金（老齢年金）の受給者がようやく出始めたこと、加入期間が短い人にも経過措置などの優遇措置があったことが、爆発的に受給者が増える要因であった。加えて、73年以降は、新規裁定年金が現役世代の賃金を基準にして決められたこと、既裁定

年金に賃金スライド、物価スライドがついたこと、40年というフルの加入期間の人が多くはなく、加入年数が時間の経過とともに伸びる時期にあり、このことも給付額を押し上げた要因であった。したがって、この間、公的年金・恩給の伸びは現役世代の賃金の伸びを上回ったのである。より詳しく述べよう。

(a) 年金受給者の増大

62年以降はいずれの年金も、拠出制年金の受給資格期間を満たす受給者が大量に出現しはじめる時期であった。44年に始まった厚生年金(前身の労働者年金は42年)は、5人以上の事業所に勤務する常用労働者を対象とし、厚生年金の受給資格を得るには被保険者期間が20年以上、あるいは40歳(女子と坑内員は35歳)以後の被保険者期間が15年以上必要であり、支給開始年齢は60歳(女子と坑内員は55歳)であった。65年以降は60歳から65歳までを対象として厚生年金の在職老齢年金制度ができた。62年は、20年の資格期間を満たした一般被保険者が老齢年金を受け取り始めた年であったが、共済年金の受給額の3分の1にすぎないほどに低かった。これが改善されたのは、65年の1万円年金の実現を待たねばならなかった。この38年間、継続的に受給者、しかも加入期間のより長い受給者が増加したのであった。

拠出制の国民年金は受給資格期間が25年、最大加入年数は原則20歳以上60歳未満の40年間である。支給開始年齢は65歳だが、繰上げ支給と繰下げ支給がある。しかし、制度発足時にすでに31歳以上だった人は、25年間の受給資格期間を満たすことがむずかしいため、大正5年4月1日以前生まれの人は10年、大正14年4月2日から15年4月1日生まれの人には20年というように期間が短縮された。これによって、71年以降急速に受給者が増加した。厚生年金、国民年金ともに85年の年金改正で新法が施行された。改正以降は国民年金(基礎年金)の受給資格期間は25年で統一された。

老齢福祉年金は国民年金が発足した当初、高

齢で保険料受給資格期間を満たすことが難しい人、明治44年4月1日以前に生まれた人が70歳になったとき、明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれ、保険料納付期間が1年未満で、かつ保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が4年1カ月以上から7年1カ月以上(生年月日によって差があり)の人に国庫を財源として所得制限つきで給付される。75年ごろまでは、厚生年金や国民年金受給者以上に老齢福祉年金の受給者が多かった。

年金受給者数の推移をみると、国民年金は、62年には1.1万人でスタートしたが、経過的な10年の受給資格期間を満たす受給者が現れ、また年金の年と言われた73年以降急増した。72年には74万人であったが、73年には103.9万人、76年には382.5万人、82年には717万人と伸び、87年には1,000万人を超え、98年には1,660万人となった。実に、37年間で1,508倍受給者が伸びたのである。老齢福祉年金は62年で221.1万人であったが、その性格上73年の421万人をピークとして減り始め、98年には26.8万人に落ち込んだ。国民年金と老齢福祉年金の受給者合計は38年間で8倍に伸びた。厚生年金受給者も60年の32.8万人から98年の1577.8万人まで毎年およそ50万人程度増加し、39年間で48倍になった。これら受給者の増大が高齢者世帯の年金受給者の増加にも表れている。

(b) 年金支給水準の引き上げ

受給者の増加だけでは、公的年金は、世帯人員1人当たり平均所得金額の上昇にあれだけ大きな寄与ができなかったであろう。稼働所得は経済成長や賃金の上昇に直結している。それらとつりあいのとれた成長をするためには、少なくとも年金支給額が賃金と連動しなければならない。日本の公的年金は、65年から76年までのおよそ10年間の改正で、支給額が賃金にドッキングする方式を築いた。65年の1万円年金、66年の2万円年金の実現にみられるように、それまで支給水準の低かった厚生年金や国民年金の大幅な引き上げ、73年には、国民年金は25年加入で夫婦5万円年金の実現、厚生年金は27年加入で現役世代の平均

標準報酬月額60%というように、給付額が賃金にドッキングする仕組みがつけられた。厚生年金はさらに76年の改革で、28年加入者で現役世代の平均標準報酬月額の65%と底上げされた。

くわえて、73年には財政再計算時における賃金スライドとその間の物価スライドが既裁定年金について組み込まれた。これは非常に大きなことであった。賃金スライドは、94年にネット賃金スライドになり、99年の改正で物価スライド（あまりにも賃金スライドでした場合とかけ離れる場合には、軌道を修正）だけとなったが、本稿が分析の対象とする時期はこの効果がまだ表れる前の時期である。たとえば、85年の改正によって、年金支給水準が37年加入で67%から40年加入で68%に実質削減されたあとでも、賃金スライド方式は、賃金に連動する年金給付水準の引き上げ要因として強く働くことになった。

1人当たり平均受給額は、国民年金（老齢、遺族、障害、通算老齢年金の平均）は62年に約2,000円で始まったが、66年にはほぼ5,000円になり、71年に6,000円であったのが73年には10,000円年金の実現で12,839円、さらに大幅な引き上げがあった75年には15,256円、97年には45,998円となった。老齢厚生年金の平均受給月額は60年で3,500円であったが、65年には7,700円、70年には14,400円、73年には38,500円、76年には69,300円、97年には172,220円となった。

66年、70年、73年に国民年金と厚生年金はともに1人当たり年金月額が倍増するほど引き上げられ、80年改正では厚生年金の加給年金が大幅に引き上げられた。これによって、国民年金は62年から97年の36年間に22.6倍に伸び、厚生年金は同時期およそ50倍に伸びた。勤め先収入がこの間に11倍伸びただけなので、年金額の伸びのすごさがわかる。年金月額の伸びは、過渡期においては、賃金の伸びに加えて、加入期間の伸びも加わるので一層大きくなる。98年の厚生年金新規裁定者の加入期間は、平均で381カ月、男子は415カ月、女子は287カ月であり、両者とも40年にはいたっていない。したがって、この平均被保険者期間はこの10年間程度は延び続けることが予

想される。成熟期に移行段階にある過渡期にある年金のひとつの特徴である。

(2) 公的年金の所得効果

仮に他の条件が一定で、賃金の伸びの2～5倍ほどに水準が引き上げられた公的年金をそのままにしておけば、高齢者世帯と一般世帯と世帯人員1人当たり平均所得金額は等しくならず、高齢者世帯のほうが一般世帯を上回ることになったと考えられる。高齢者世帯が年金の上昇によって、稼働所得を低下させたことは知られているが、本稿では、高齢者世帯が一般世帯と世帯人員1人当たり平均所得金額が等しくなるように収入を調節、つまり労働からレジャーへ代替したと考える。

年金額が引き上げられ、賃金スライド・物価スライドがつき、賃金上昇率よりも公的年金・恩給の上昇率が高くなった76年時点から高齢者世帯の稼働所得の割合が減少しはじめた。76年には56%あった稼働所得が98年には26.5%に低下した。逆に、76年には公的年金・恩給は26.2%であったが、98年には61.7%に上昇した。82年には、稼働所得は絶対額でも低下しはじめ、92、93年に多少の反転はあったものの低迷している。

37年間、世帯人員1人当たり平均所得金額が高齢者世帯と一般世帯で等しかったという事実は、高齢者世帯が世帯人員1人当たり平均所得金額を一般世帯と等しくなるように、労働供給を調整したと考えられる。換言すれば、世帯分離するためには、世帯人員1人当たり平均所得金額をせめて一般世帯と同じぐらい確保する必要がある、ということであろう。

以上みたように、公的年金・恩給は高齢者世帯と一般世帯の所得格差が拡大することを防ぐ大きな役割を果たした。しかし、逆は真ではない。もし、公的年金が存在せず、あるいは今日よりも支給水準が低い場合は、世代間の所得格差は拡大したのだろうか。この点の評価は容易ではない。

37年間におよぶデータでみたように、高齢者世帯が世帯分離するには、世帯人員1人当たり平均所得が一般世帯と等しくなければならない、ある

いは高齢者世帯の収入の目安は世帯人員1人当たり平均所得金額が一般世帯と等しくなること、ということ認めるなら、次のことが言える。

おそらく、高齢者は、日々雇用も含めて稼働所得を増やすことによって、また、子世代からの仕送りを確保することによって、一般世帯との所得格差が拡大することを防いだと考えられる。そして、高齢者世帯で、生活保護率が上昇したと考えられる。また、高齢者は世帯分離を行わず三世帯世帯を維持することで、家計上の規模の利益を得たと考えられる。しかし、三世帯世帯の維持には限界がある。というのは、子世代の都市への移動および高齢期に移動を好まない親世代の選好の結果として、高齢者世帯は生み出された部分が少なくないからである。つまり、年金の充実が高齢者の家計独立を高め世帯分離を促進した。しかし、逆は真ならず、である。

今後、確定拠出型年金の導入や、年金給付水準の切り下げ、賃金スライド制廃止の影響にたいして高齢者世帯は、とりあえずは稼働所得を増やすことで補償すると考えられる。というのは、今後厚生年金の年金保険料率の引き上げが10ポイント程度（月収比）は予定されており、今後個人が老後のために自助努力で貯蓄をするための税制などが整備されたとしても、利用する余力のあるのはある程度の所得水準以上であると考えられるからである。今の自営業者のように、今後は75歳ぐらいまではいくらかでも稼働所得を得るように行動する可能性がある。

5. 高齢者世帯と一般世帯の社会保障給付と税・社会保険料負担格差

(1) 税・社会保険料の負担

本章では、税・社会保険料の負担、現物給付である医療給付も含めた社会保障給付の世代間の格差について述べ、これらを考慮した場合、世帯人員1人当たりの平均可処分所得の世代間格差は時系列的にどのような動きを示したのかを考える（ただし医療給付は除く）。

医療の現物給付について、個人間ではなく、

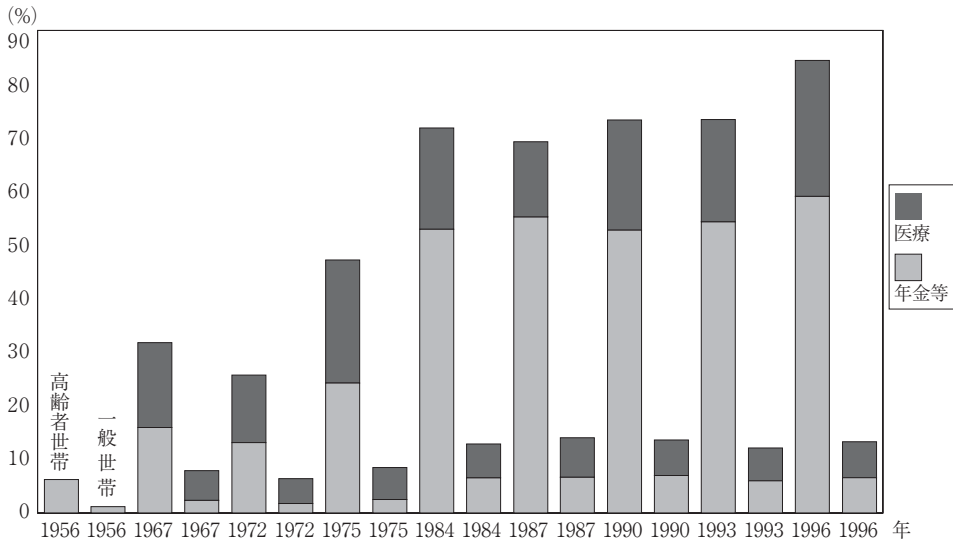
世帯間の帰着を分析するには、『所得再分配調査』が有用である。『所得再分配調査』は『国民生活基礎調査』と比較すると、サンプルが少ないという点は留意すべきである。『所得再分配調査』によって数値を得ることができない年については、医療給付の分析のところで他の資料を用いて推計することにしよう。なお、本稿でいう世代間格差とは生年による格差ではなく、各時点における高齢者世帯と一般世帯の所得や給付、負担の格差を意味している。

図表-10-(1)(2)から明らかなように、第1に、高齢者世帯が受ける社会保障給付は一般世帯と比較して特段に大きい。とくに75年以降、公的年金制度の充実にもなって、世代間格差が拡大した。72年では高齢者世帯の給付割合は25.4%であったが、96年には84%に増大した。一方、同じ時期の一般世帯のそれは72年には6.2%であったが、96年には13%に上昇したとはいえ、高齢者世帯に比べると格段に低い。この上昇の原因は主に年金引き上げの効果による。

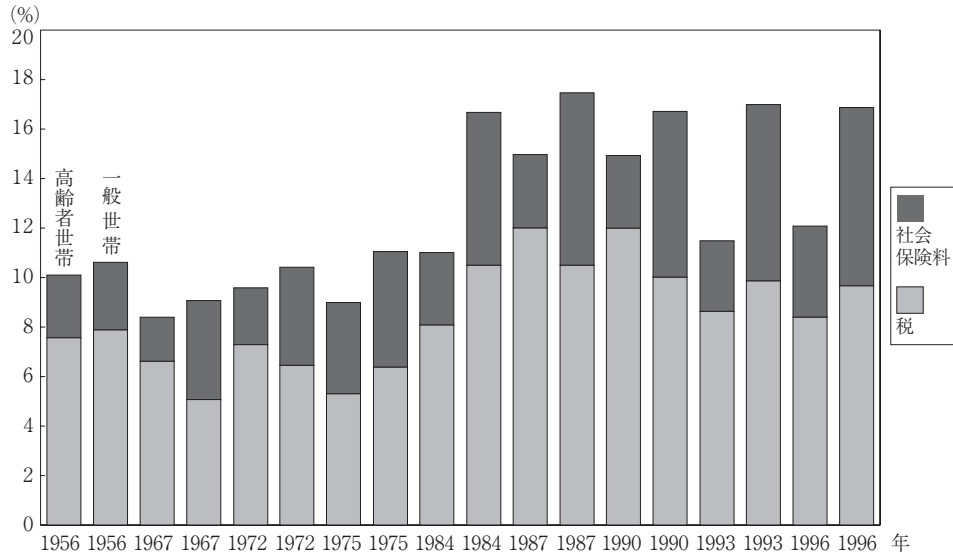
第2は、収入に占める拠出総額の割合は、高齢者世帯のほうが低い。ただし、収入に占める給付割合の世代間格差のような開きはない。56年当時は、世帯間で負担割合の格差はほとんどなかった。それが明らかになったのは75年である。とくに一般世帯では社会保険料の負担割合が大きいことが、高齢者世帯との違いである。その理由は、年金保険料は高齢期に賦課されないこと（在職老齢年金や高齢任意加入を除く）、累進税率の所得課税のもとでは、所得の高い現役世代ほど負担割合が大きくなること、87年の改正による公的年金等控除のように公的年金にたいする手厚い租税優遇措置があることなど、である。67年や75年で社会保険料率が高まったのは、厚生年金や各種の医療保険の保険料の引き上げがあったからである。とくに67年までに厚生年金保険料率が1,000分の30から2倍近くに引き上げられ、国民年金保険料支払いが一般世帯に加わったことを反映している。

第3に、給付から負担を差し引いたネットの給付が収入に占める割合は、56年には医療を考慮

図表-10-(1) 給付の推移



図表-10-(2) 負担の推移



していないものの高齢者世帯においてマイナス4%なのである。67年では、たとえ給付から医療を除外した場合でも、高齢者世帯のネットの給付割合はプラス8%となるのと比べると興味深い。時系列的に高齢者世帯のネットの給付割合は大きくなり、96年では72%である。一方、一般世帯では56年と同じく医療給付を入れずに計算すると、ネットの給付割合はマイナス9.6%であった。75年以降およそマイナス3%の給付割合で推移し

ている。

(2) 可処分所得について

前節までで、公的年金の拡充が高齢者世帯と一般世帯の世帯人員1人当たり平均所得金額の格差縮小に貢献したことを述べた。ほかの条件が同じならば、経済成長期においては世帯人員1人当たり可処分所得金額の世代間格差が開くと予想される。なぜならば、累進税率の所得額の上昇や

公的年金の負担が一般世帯により重くのしかかると考えられるからである。

税・社会保険料が実収入に占める割合はこの43年間で次のように推移した。56年には高齢者世帯が8.2%、一般世帯が8.9%で両者にほとんど差がなかった。うち社会保険料の割合は両者ともに25%にすぎなかった。67年には高齢者世帯が8.4%（うち社会保険料負担が26%）、一般世帯が9.1%（同43%）と上昇し、一般世帯の拠出総額に占める社会保険料割合が大きく伸びた。72年には、高齢者世帯が9.6%（うち社会保険料負担が24%）、一般世帯が10.41%（同63%）となり、75年には高齢者世帯が9.0%（うち社会保険料負担が41%）、一般世帯が11.0%（同42%）、84年には高齢者世帯が11.0%（うち社会保険料負担が27%）、一般世帯が16.60%（同36%）、87年には高齢者世帯が15%（うち社会保険料負担が20%）、一般世帯が17.4%（同40%）となった。

(a) 税・社会保険料と世代間格差

それでは世帯人員1人当たりの可処分所得についてみてみよう。98年では高齢者世帯のそれは188.4万円、一般世帯のそれは187.4万円である。税や社会保険料の支払い額の平均所得額にたいする割合は一般世帯で17%、高齢者世帯で11%であり、おもにこの差は、所得税、年金保険料の差である。固定資産税は高齢者世帯も支払い、医療保険料は高齢者世帯も支払う。ただし、医療保険料は所得に比例するので、一般世帯よりは高齢者世帯の納付額が低くなることは確かである。しかし、そのことをもってしても世帯人員1人当たり可処分所得に格差がない。

56年の世帯当たり可処分所得は高齢者世帯で6,829円、一般世帯で18,363円、世帯人員1人当たり平均可処分所得は高齢者世帯で4,522円、一般世帯で3,657円である。世帯人員1人当たり可処分所得は高齢者世帯が一般世帯よりも24%ほど高かった。つまり、税・社会保険料を差し引く前の所得の格差に等しい。

参考までに56年当時の税金・社会保険料をみると、高齢者世帯では、所得税が300円、固定資

産税が161円、市長村民税・都道府県民税が105円、国民健康保険税が111円、その他の社会保険料が87円で総計764円である。

一方、一般世帯では所得税が972円、固定資産税275円、市長村民税・都道府県民税が438円、国民健康保険税が140円、その他の社会保険料が1,357円で総計3,182円である。85年の1人当たり可処分所得は高齢者世帯が124.8円、一般世帯が125.8円、91年では高齢者世帯が167.1円、一般世帯が165.4円、95年では高齢者世帯が184.9円、一般世帯が184.2円である。『国民生活基礎調査』を基にすると、可処分所得においても世代間格差が開かなかったことを示唆する。

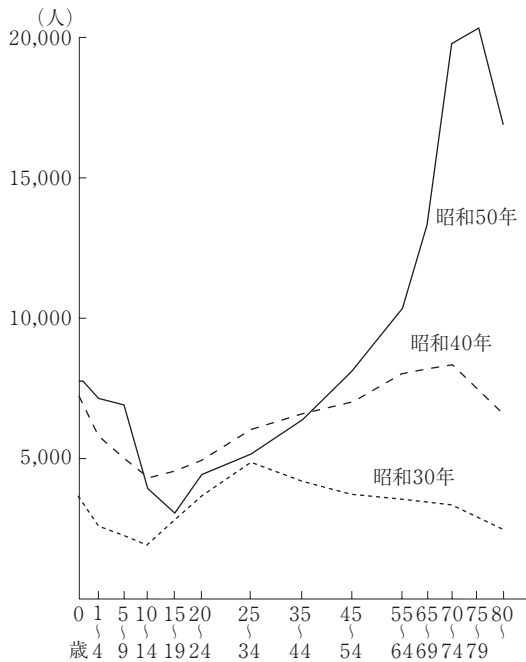
このことは、結局、所得課税においても課税最低限の高さなどから適用限界税率が現役世代においても低かったこと、被用者の社会保険料負担は上限付きで報酬比例的であることなどが働いたものと思われる。したがって、62年以降、課税や社会保険料賦課前後において世代間格差は拡大しなかったと判断することができる。

(3) 医療給付と世代間格差

医療給付の一般世帯と高齢者世帯間の分布が、時系列的にいかに変化したのかを考える。医療給付は現物給付であるが、本稿の分析において所得に勘定するには無理があるので、所得格差の分析では除外した。というのは、医療を受ければ受けるほどに所得が豊かであるという、私たちの生活実感とはほど遠い話になってしまうからである。とはいいいながら、医療は社会保障において年金に次ぐ重要な給付であり、罹病率の高い高齢者の生活を支えていることは見逃せない事実である。

『所得再分配調査』によると、96年の高齢者世帯の公的年金・恩給が195.9万円であるのに対し、医療費は86.6万円で、年金給付額のおよそ44%にものぼる給付を受けており、年金にたいする割合は時系列的に高まってきた。世帯人員1人当たり医療費は54.5万円である。一般世帯の世帯人員1人当たり医療費は18万円であり、高齢者世帯が約3倍給付を受けている。世帯人員1人当たり平均所得金額は医療費を所得に加えれば、高齢者

図表-11 年齢階級別受療率(人口10万人対)



資料:厚生省統計情報部「患者調査」
出典:『昭和52年版 厚生白書』

世帯では188.7万円が243万円となり、一般世帯では203万円が221万円となり、高齢者世帯が大幅に豊かになってしまう。

およそ20年前の84年には高齢者世帯の公的年金・恩給が104.4万円であるのに対し、医療費は37.4万円で、年金給付額のおよそ36%にものぼる給付を受けている。世帯人員1人当たり医療費は24.3万円である。一般世帯の世帯人員1人当たり医療費は8.6万円であり、ここでも高齢者世帯が約3倍給付を受けている。

それでは82年の老人保健制度法が成立する前、つまり国民皆保険がスタートした昭和30年代、老人医療が無料化された1973年当時の医療給付に高齢者世帯と一般世帯の分布はそうになっていたのだろうか。

高齢者医療に着目すれば、医療保険においてはいくつかのメルクマールがある。まず、国民健康保険は61年にスタートし、国民皆保険が成立した。高齢者世帯のうち国民健康保険加入者は当初より80%にのぼった。国民健康保険加入者

のなかでも60年代には高齢者の加入割合は14%であった。73年には老人医療無料化、82年には一部自己負担を導入した老人保健制度が導入された。この間、高齢者の受療率が昭和30年代から40年代、50年代へと大きく3段跳びで上昇した。図表-11で示すように、昭和30年代には25歳から34歳までをピークとして加齢とともに受療率はむしろ低下した。国民皆保険がスタートした61年以後、65年には受療率は全体として底上げされ、とくに70歳代の受療率が高まった。健康保険による医療にたいするアクセスの容易さが年齢別の有病率を反映したものに変化した時期である。老人医療無料化がはじまった73年以後の70年代以降に受療率が跳ね上がった。とくに老人医療無料化の73年前後で受療率が跳ね上がった。無料化にともなうアクセスのさらなる容易さがとくに影響したのである。75年の国民1人当たり医療費は約5.8万円であったが、70歳以上ではおよそ20万円と推計されていた。すでにこの時期、国民医療費の4分の1が65歳以上人口に使われていたのである。

高齢者世帯の加入割合が高い国民健康保険被保険者1人当たりの診療費は、62年には3,800円、64年には6,100円、67年には1万円、72年には2.4万円、73年には2.9万円と伸びてはいたが、74年には4.1万円、75年には4.9万円と老人医療無料化後に急増した。国民健康保険被保険者のうち60歳以上の者は64年で13.8%、66年で14.0%、73年で16.6%であった。『患者調査』に基づいて、62年の高齢者1人当たり医療はそれ以外の1.5倍、70年には2倍、75年には3.5倍とし、それに世帯人員をかけると、高齢者世帯の医療費は、62年には8,800円、世帯人員1人当たりでは5,700円となる。年金給付額の42%である。一般世帯は16,500円で世帯人員1人当たりでは3,800円である。このように62年当時は差が2,000円程度であり、世帯人員1人当たり平均所得金額に換算しても2%の差を生むにすぎなかった。75年には高齢者の1人当たり医療費は17.3万円(1人当たり老人医療費18.4万円)となり、高齢者世帯では26.8万円に上昇した。一般世帯は1人当たり4.9万円、世帯全体では

17.9万円であった。医療費を加えると、16%以上の差が高齢者世帯と一般世帯間であったのである。老人1人当たり医療費は、対前年比で74年には46.3%、75年には24.5%、81年でも7.5%だったが、老人保健制度が本格的にスタートした83年、84年に一時的に4.2%に抑制されたが85年にはまた8.1%にもどった。

高齢者世帯にたいする医療費も年金同様、62年から96年までにおよそ100倍伸びたことになる。とくに老人医療無料化以降の伸びが大きく、制度的な要因によることがわかる。高齢者世帯の医療費優遇措置が世帯分離を促進する助けとなったことが十分に考えられる。

むすび

本稿で行った「公的年金が世代間の所得分配に及ぼしたのか」という分析は、第1節で述べた問題意識に基づいている。賃金スライド機能を備え、度重なる年金支給額の引き上げを行った日本の公的年金が、世代間の所得分配、換言すれば所得格差拡大をどの程度防ぐことに成功したのか、という分析である。本稿では、56年から98年まで、世帯規模の影響を除去した高齢者世帯と一般世帯の世帯人員1人当たり平均所得金額がほぼ等しく、世代間所得格差が拡大しなかったこと、その理由は拡張期にあった公的年金水準が賃金に連動する仕組みであったこと、および年金の所得効果によって、高齢者世帯が稼働所得を減らす行動をとったことを述べた。この事実、高齢者が世帯分離するためには、一般世帯の世帯人員1人当たり平均所得金額に近い額を高齢者世帯の世帯人員1人当たりでも確保することが必要と解釈できる。

そして、本稿では次の事実も強調した。同じ高齢者世帯とはいっても、構造変化が生じたのは73年の福祉元年の数年後、賃金にスライドする年金制度が確定した76年前後である。56年当時の高齢者世帯の生活実態を調べるための家計調査の収入項目には公的扶助があり、公的年金がな

かった。62年当時の高齢者は、年金に頼らない高額収入を稼ぐ高齢者がいる一方で、年金受給世帯は約5割、所得の低い人たちが多く、生活保護受給世帯も4世帯に1世帯であった。不就業の人たちも約4割、生活のためにやむを得ず、日々雇いなどの形で就業していた人たちも少なからずいたのである。収入に占める公的年金・恩給の割合は12%で将来は子による扶養に期待する高齢者が多かったのである。

それが98年には、公的年金・恩給受給世帯は95%に上昇し、収入に占める割合も61%になった。高齢者のうち就業しない割合は70%にのぼる。日々雇いの人の割合も大幅に減った。生活保護の被保護世帯は4%に激減し、これまでよりはレジャーを享受する高齢者世帯となったのである。少なくとも働かなくとも通常の生活はできる、ということである。医療も年々高齢者の給付額が大きくなっている。

将来は日本の公的年金にも全面的か一部かは別にしても確定拠出型年金の導入がありうる。また、確定給付型年金が継続するにしても給付水準の引き下げは不可避である。かといって、将来は、自助努力で公的年金に加えて、民間の個人年金などで老後に備えようとしても、公的年金の保険料率や税が引き上げられることが確実な今日、家計が老後に完全に備えることには限界がある。いきおい老後に勤労収入を得ることに努力することになり、年齢差別の禁止や自営業としてできる資格取得の重要性、裁量的に働ける社会的仕組みが必要なことをこの分析は示している。

参考文献

- 木下和夫, 1992, 『税制調査会』税務経理協会。
- 木村陽子, 1991, 「年金制度」, 丸尾直美・塩野谷祐一編『スウェーデン』東京大学出版会。
- 妹尾芳彦, 1985, 「医療費抑制の経済分析」, 社会保障研究所編『医療システム論』東京大学出版会。
- 藤田晴, 1987, 『税制改革』税務経理協会。
- 経済企画庁国民生活局, 1986, 『長寿社会のライフプラン』大蔵省印刷局。

(きむら・ようこ)